

一社千L協発第30号
令和3年6月14日

各位

財団法人千葉県ガス石油会館建設資金預り金の返金について（お知らせ）

一般社団法人千葉県LPガス協会

拝啓 平素は当協会運営にご理解とご協力を頂いておりますことにお礼申し上げます。

標記預り金については、平成25年と平成30年、令和2年の3回に亘り返金する旨をお知らせしました。

去る令和3年5月19日に開催された第9回定時社員総会に於いて、当該預り金の返金期限を令和3年8月31日までとすることと、時効（5年）を経過した預り金に関しては一般会計の雑収益及び、寄付申込者の分は受取寄付金（指定正味財産）として処理することが承認されました。

つきましては、返金請求の手続きがお済みでない方に於かれましては、期限までにお手続きをお願いいたします。

※時効が成立していない場合には、期限経過後も返金いたします。

敬具

お問い合わせ先：一般社団法人千葉県LPガス協会

TEL 043-246-1725、mail：chibalpg@chibalpg.or.jp